

事務連絡
令和5年12月11日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
医療用物資等確保対策推進室
(マスク等物資対策班)

医療用物資の国備蓄品の売却公募について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、医療用物資の国備蓄品の売却に関して、「医療用物資の国備蓄品の売却について」（令和5年11月27日付事務連絡）により、4物資（アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95マスク及びフェイスシールド）の国備蓄品の売却についてお示ししたところです。

当該事務連絡において、別の枠組みでの売却については、別途ご案内させていただくこととしておりましたため、国備蓄品の売却公募について、下記のとおりご連絡いたします。

貴団体におかれましては、下記売却の具体的な内容等についてご了知いただきとともに、貴団体所属の各会員、構成員等に周知いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95マスク及びフェイスシールドの国備蓄品の売却公募を実施する。

売却実施の枠組み、今後のスケジュール等については、別紙資料1をご参照いただきたい。

(1) 売却対象製品

各物資の売却対象製品は別紙資料2のカタログに、製品リストは別紙資料3で詳細を示しているので、ご参考いただきたい。

なお、売却対象製品については、医療用となっているが、他の用途での使用も可能。

(2) 売却単位

別紙資料3の製品リストに記載の型式、使用期限、保管場所等により売却対象製品を区分し、当該区分を売却単位として売却公募を実施するため、応募・購入も売却単位ごとに実施する。

(3) 売却公募の公示及び応募期限等

公募公示：令和5年12月11日

応募期限：令和5年12月26日

(4) 国からの購入方法

今回売却に付すアイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95マスク及びフェイスシールドの国備蓄品を購入する場合、国の売却公募の手続に参加していただく必要がある。応募の具体的な手続等については、厚生労働省ホームページの調達情報(https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-oth-kikakukoubo/index.html)に掲載する公募公示及び公募要領を参照していただきたい。公募要領は、公募公示（各物資の売払契約）において、閲覧することができる。なお、応募には、競争参加資格として、「物品の買受け」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）を取得している必要がある。

(5) 売却公募の仕組み

本売却公募では、購入を希望する製品にかかる見積書等を提出していただく必要がある。1つの売却単位について公募内容等の条件を満たす参加者が1者の場合、個別に契約調整に入るものとし、複数の場合、その製品については別途一般競争入札を行うものとする。

(6) 売却製品の納品

売却製品は、アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95マスク及びフェイスシールドの全ての製品について国の負担で、売却公募での買受人（販売業者等）。ただし、医療機関等が応募して買受人となった場合は、当該医療機関等）に配送する「配送方式」とし、週1回、合計10回以内の配送を行うことを原則とするが、買受人の希望により、一括での配送・引渡しを調整することも可能とする。なお、買受人は令和6年3月29日までに契約物品の全数量を受領し、同日までに「検収結果通知書」及び「受領証」を提出する必要がある。

売却製品の発送は、国との売買契約締結後、契約金額の納付を経て行うこととしており、売却公募での買受人決定後、概ね1カ月程度を目途に開始されると見込んでいる。